

男女共同参画推進の実施状況(概要)

目 次

I 新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021(改定版)の実施状況 . . .	1
II 春日井市 DV 対策基本計画(第2次)の実施状況	6

I 新かすがい男女共同参画プラン 2012-2021 (改定版) の実施状況

目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因は、人々の意識のなかに長い時間をかけて形成された性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わってきてはいますが、根強く残っているのが現状です。

誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着していくよう、意識改革の取組みを推進します。

課題 1 男女共同参画に関する意識の普及と定着

1-1 市民・事業者などに向けた広報・啓発（広報広聴課、男女共同参画課）(P.5)

- ・広報による啓発（11月1日号掲載）「輝き、いろいろ。女性が活躍する社会へ」
- ・男女共同参画情報紙「はるか」の発行
A4版4ページ 2色刷り 年2回発行 各14,000部
配布先：市内公共施設、商工会議所、市内農協他、全町内会において回覧
- ・国の男女共同参画週間における啓発（6月）
パネル展示（レディヤンかすがい）、図書資料のPRコーナーの設置（レディヤン・図書館）、JR高蔵寺駅地下道広告掲示、春日井市ホームページに情報掲載
- ・男女共同参画推進月間における啓発（11月）
広報春日井11月1日号、パネル展示（市内公共施設、レディヤン）、
図書資料のPRコーナーの設置（レディヤン、図書館）、JR高蔵寺駅地下道
広告掲示、春日井市ホームページに情報掲載、市職員にパープルリボン着用依頼
マスコットキャラクター「道風くん」がパープルリボンを着用して啓発
- ・男女共同参画啓発パンフレットの作成配布
A4版4ページ カラー刷り 10,000部発行
配布先：市内中学生
- ・ささえ愛センターまつりでのパネル展示 4月15日（日）

1-3 市民活動団体との協働による意識啓発事業の展開（男女共同参画課）(P.6)

- ・男女共同参画市民フォーラムの開催
第17回かすがい男女共同参画市民フォーラム
実施日 平成30年11月11日（日）
テーマ 「若年女性を取り巻く現状～SNSに潜む危険～」
講演 橘ジュン氏（特定非営利活動法人BONDプロジェクト代表）
パネルディスカッション
参加者 150名

課題2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

5-2 男女共同参画セミナーの開催（男女共同参画課）（P. 19）

- ・ 4講座5回 延べ70名

6-1 教職員への研修の実施（学校教育課）（P. 19）

- ・ 初任者研修における社会体験型研修
- ・ 保健主事研修における「LGBT」についての研修の実施 5月1日
- ・ 生徒指導担当者研修における「LGBT」についての研修の実施 8月7日

6-3 職員への研修の充実（人事課、男女共同参画課）（P. 20）

- ・ 第3部3級職員前期研修 51名（女性22名、男性29名）
- ・ 新規採用職員後期研修 81名（女性44名、男性37名）
- ・ LGBTの理解研修 117名（女性57名、男性60名）
- ・ 第6部研修（職場内研修）の実施

課題3 メディアにおける男女の人権の尊重

7-1 メディアリテラシー向上への啓発・研修（男女共同参画課）（P. 21）

- ・ 職員研修においてメディアリテラシーについて周知

目標Ⅱ あらゆる分野へ男女がともに参画できる基盤づくり

多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、男女共同参画社会の実現は不可欠であり、その実現においては、あらゆる分野において、男女がともに責任を担い、対等な立場で政策・方針決定の場に参画することが重要です。

働く場において、女性の就業率は上がっているものの、結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、希望する働き方での再就職が困難な場合があります。女性の能力が十分に発揮され、男女の意見や考え方が対等に反映されるよう、企業、地域などへの女性の参画を推進します。

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

9-1 審議会等への女性委員の登用推進（男女共同参画課）（P. 22）

- ・ 各種審議会等における女性の登用状況（H31. 3. 31 現在） 29.7%
- ・ 「女性の登用促進要綱」に基づく、審議会等への委員の事前協議
事前協議件数 30件（平成30年度）

11-1 女性職員の管理職への登用促進（人事課）（P. 23）

- ・ 指導的立場にある女性職員（一般行政職）の登用状況
平成30年4月1日現在 9.6%

課題2 就業における男女共同参画の促進

13-1 職場における男女の均等な機会・待遇の確保

(男女共同参画課、経済振興課、人事課) (P. 26)

- ・関係機関の情報をホームページに掲載
- ・各機関の情報やチラシを窓口に設置し周知
- ・春日井市職場における苦情相談処理制度に関する要綱を整備

15-1 就業支援や職業訓練のための情報提供

(男女共同参画課、経済振興課) (P. 27~P. 28)

2講座 16回 39名 延べ303名

課題3 地域における男女共同参画の促進

16-6 ボランティア・NPOへの支援

(市民活動支援センター、地域福祉課(社会福祉協議会)) (P. 31)

- ・市民活動支援センター利用者数 45,017名
- ・ボランティアセンター登録者数
登録団体 143団体 2,255名(女性1,809名、男性446名)
個人会員 66名(女性44名、男性22名)

18-1 地域防災活動への女性の参画拡大(消防総務課) (P. 34)

- ・女性消防団員数 11人 → 17人
- ・応急手当普及員 2人 → 8人
- ・応急手当指導員 0人 → 1人

課題4 さまざまな困難を抱える男女への支援

19-2 障がい者生活支援相談の充実(障がい福祉課) (P. 37)

- ・障がい者生活支援センター(5箇所) 相談件数 9,136件

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画を通じた自己実現を可能にするとともに、家庭生活においても家事・育児・介護などの責任を分かち合っ安心して暮らしていく上で重要なものです。長時間労働を当たり前としない働き方を構築し、ワーク・ライフ・バランスを実践していくことが、男女共同参画社会の実現につながります。ワーク・ライフ・バランスの重要性について、企業等に働きかけ、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動など自らが理想とするバランスで参画できる環境づくりを推進します。

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

23-3 ファミリー・フレンドリー企業、えるぼし認定企業の紹介

(男女共同参画課、経済振興課) (P. 42)

- ・市ホームページから関係機関のページへリンクした。
- ・ファミリー・フレンドリー企業登録社数 21 社 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

課題2 家庭生活・地域生活における男性の参画推進

24-1 男性の家事・育児等能力向上のための講座開催

(男女共同参画課、東部市民センター、各公民館、各ふれあいセンター、地域福祉課、子ども政策課、子育て子育て総合支援館) (P. 43~P. 45)

- ・家事・育児など男性の家庭生活への参加を促進する講座や男女がともに参加できる生活に密着した講座を開催

課題3 子育て環境の整備・充実

26-3 さまざまな保育ニーズに対応するサービスの提供 (保育課) (P. 46)

- ・0～2歳児保育の実施(58園) 延べ利用児童数 2,049名
- ・延長保育の実施(24園) 延べ利用児童数 4,615名
- ・特別支援保育の実施(20園) 延べ利用数 233名
- ・特定保育の実施(1園) 延べ利用児童数 102名
- ・一時保育の実施(7園) 延べ利用児童数 7,303名
- ・休日保育の実施(2園) 延べ利用数 205名
- ・病後児保育の実施(3施設) 延べ利用児童数 1,046名

課題4 介護を支える環境の整備・充実

28-3 地域支援体制の充実(地域福祉課、介護・高齢福祉課) (P. 56)

- ・地域包括支援センターの再編
基幹型地域包括支援センター新設
地域包括支援センター 10箇所 → 12箇所

目標Ⅳ 性の理解・尊重と心身の健康のための環境づくり

生涯を通じて健康で豊かな人生を送るためには、男女が互いに性差を十分理解し、人権を尊重し、健康についての正確な知識・情報を得て心身ともに健康を維持していくことが重要です。

特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があるなど男性とは異なる健康上の問題に直面することを留意し、生涯を通じた健康の管理・保持に努めていくことが必要です。

また、LGBTなどの性的少数者が、自分らしく豊かな人生を送るためには、性の多様性への理解が進むよう啓発していくことが必要です。

課題1 性についての理解を深め、尊重する環境づくり

32-1 性的少数者への理解のための啓発（男女共同参画課、学校教育課、人事課）（P. 59）

- ・市職員研修の実施
- ・教職員研修の実施
- ・一般向け講座の実施

テーマ LGBTってなんだろう？知っているようで知らない「性別」について

講師 藤原直子氏（椋山女学園大学 人間関係学部 教授）

受講者 16名

課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

33-2 心身の健康づくり事業の推進（スポーツ課、健康増進課）（P. 60～P. 62）

- ・誰もが気軽に参加し、楽しめるレクリエーションスポーツや健康づくり運動を推進し、体の健康増進を図った。
- ・ライフステージに応じた健康保持などに役立つ知識の普及と、意識の高揚を図る講座等を開催した。

目標V 暴力を根絶する社会づくり

配偶者や交際相手などからの暴力（DV）は、被害者の生命・身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪となる重大な人権侵害です。

暴力による被害者は女性であることが多く、その背景には性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など男女が置かれている状況に根ざした社会的、構造的な問題があると考えられており、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき課題となっています。家庭、地域、学校などあらゆる分野で、暴力を根絶する社会づくりに向けた取組を強化する必要があります。

また、SNSの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪といった被害に巻き込まれないように、未然防止の取組みも必要です。

課題1 配偶者・パートナーからの暴力防止対策の推進

※春日井市DV対策基本計画（第2次）実施状況報告書 参照

課題2 性別に起因する暴力の根絶

36-1 ストーカー・性犯罪等防止対策の啓発（男女共同参画課、健康増進課）（P. 65）

- ・男女共同参画紙「はるか」の発行
特集 女性や子どもを取り巻く問題～DV、JKビジネス、AV出演強要～
- ・かすがい男女共同参画市民フォーラムの開催
- ・図書資料のPRコーナー設置
- ・メンタルヘルス相談の実施

II 春日井市DV対策基本計画（第2次）の実施状況

基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、基本的人権の意識を高揚し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。

殴る、蹴るなどの「身体的暴力」は、DVとして認識度は高いものの、精神的、性的、経済的暴力行為は、認識度が低いことからDVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く見られます。また、若い世代の男女間でも「デートDV」といわれる問題がおきています。

DV被害者の早期発見や支援につなげるためにも、DVに対する正しい知識とその危険性について、適切な情報提供や更なる啓発を行っていく必要があります。

(1) 市民への広報・啓発の充実

①広報、ホームページ等を活用した更なる啓発（男女共同参画課）（P.4～P.5）

- ・DV防止啓発カード、パンフレットの配布
配布先：市内公共施設、市内高等学校、警察署等、公・私立保育園、私立幼稚園
市内郵便局、ハローワークなど
- ・図書資料のPRコーナーの設置
- ・かすがい男女共同参画市民フォーラムの開催
- ・マスコットキャラクター「道風くん」が、パープルリボンを着用して啓発
- ・市職員へパープルリボン着用依頼

(2) 若年層への教育・啓発の充実

②若年層へのデートDV防止啓発事業の推進（男女共同参画課）（P.6）

- ・DVセミナーの開催 2回 305名
- ・デートDV防止に関するパンフレットの配布
市内高等学校1年生へ2,720部配布

基本目標2 相談体制の充実

DV相談窓口を設置し専門の相談員による電話、面接相談のほか24時間いつでも相談できるオンライン相談を行っています。また、女性が抱える様々な悩みについては「女性の悩み相談」及び「女性のための法律相談」を行っています。

相談内容が複雑化、多様化していることから相談体制を更に充実させる必要があり、誰もが安心して相談が受けられるよう、より多くの機関・団体等との連携が不可欠となります。

(1) 安心して相談できる体制づくり

②電話、面接、オンライン相談の充実（男女共同参画課）（P. 7～P. 8）

- ・DV相談実施 989件（内オンライン相談28件）
（電話・面接） 火～日曜日 9時～12時 13時～17時
（オンラインDVほっと相談）
インターネットの掲示板を利用した24時間相談
- ・女性の悩み相談 510件（内DV 7件）
（面接・電話） 火～金曜日 13時～16時30分
- ・女性のための法律相談 109件（内DV 1件）
（面接） 第1～4土曜日 10時～正午

(2) 相談員の資質向上

①相談担当者への支援の充実（男女共同参画課）（P. 8）

- ・相談員連絡会議の実施 4回
内）スーパービジョンの実施 2回
- ・相談員が参加した研修 8回

(3) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実

②外国人の相談（男女共同参画課）（P. 9）

- ・愛知県が作成した外国語によるDV防止啓発カードを窓口に設置

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

緊急性が高い被害者の保護にあたっては、被害者が安心して安全に保護が受けられるよう、関係各課や愛知県女性相談センター、警察などと連携を図っています。なお、被害者の状況や同伴する家族の有無などを考慮し、一人ひとりに応じた保護を迅速で安全に行うことが必要です。

被害者の情報については、加害者に漏洩することのないよう関係各課による被害者情報の保護・管理を徹底し、被害者の安全を確保します。

(1) 被害者情報の保護

①住民基本台帳事務に係る支援措置の実施（男女共同参画課、市民課、関係各課）（P. 9～P. 10）

- ・支援措置申出者の情報提供

(2) 保護体制の充実

①警察等関係機関との連携（男女共同参画課）（P. 11）

- ・DV対策関係機関連絡会議の開催により関係機関と連携

基本目標4 被害者の自立支援の充実

被害者の自立に向けた支援は、行政の各分野にまたがるため、各制度の施策が円滑に適用されるよう関係部署との連携を更に強化するとともに、適切に対応ができるよう制度の周知と活用を図ることが重要です。

DVがある家庭の子どもや、高齢者、障がい者、外国人に対しても状況に応じた支援ができるよう、関係部署・機関等との連携を取りながら福祉施策を活用し、適切な支援を進めることが必要です

(1) 生活再建への支援

②経済的な支援（男女共同参画課、生活支援課、保険医療年金課、子ども政策課、学校教育課）（P. 12～P. 14）

- ・国民健康保険、生活保護費、就学援助費、手当申請等必要な支援を実施

(2) 精神的な支援

①医療機関等の情報提供（男女共同参画課、健康増進課）（P. 16）

- ・メンタルヘルス相談の実施

(3) 子どもへの支援

②子どもの心理的ケア

（男女共同参画課、保育課、学校教育課、子ども政策課）（P. 17）

- ・春日井市子ども・若者総合支援地域協議会、要保護児童対策部会実務者会議において情報の共有を図った。
- ・DV対策関係機関連絡会議等で情報の共有に努めた。

(4) 高齢者、障がい者、外国人への支援

①高齢者、障がい者への支援（男女共同参画課、地域福祉課、障がい福祉課）（P. 18）

- ・関係部署、機関等と連携
- ・高齢者への支援として、養護老人ホームへの入所措置、特別養護老人ホーム等への入所措置、緊急対応ショートステイの利用、個別ケースへの相談対応などを行った。

基本目標5 推進体制の充実

被害者支援の情報や認識を共有するため、「春日井市DV対策連絡会議」、「春日井市DV対策関係機関連絡会議」を設置し、被害者支援にあたっています。

また、職員一人ひとりにおいては、被害者の置かれた立場に配慮し、安全の確保と秘密の保持に十分配慮できるよう、研修を進めていく必要があります。

必要な行政サービスが迅速に支障なく提供できるよう、被害者支援対応マニュアルを周知するとともに、関係機関・民間団体等による協力及び連携体制を強化します。

(1) 職員等に対する研修の充実

- ①DVに対する正しい理解のための研修の実施（人事課、男女共同参画課）（P. 19）
 - ・第3部3級職員前期研修
 - ・新規採用職員後期研修
 - ・DV対策連絡会議実務者会議 1回

(2) 苦情に対する適切な対応

- ①苦情への適切な対応と情報共有（男女共同参画課）（P. 19）

(3) 庁内の連携体制の強化

- ①関係各課との連携（男女共同参画課、関係各課）（P. 19～P. 21）
 - ・DV対策連絡会議の実施

(4) 関係機関・民間団体等との協力・連携

- ①関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化（男女共同参画課）（P. 21）
 - ・DV対策関係機関連絡会議の実施

数値目標一覧表

※ 目標年度は平成33年度

目標	項目名	目標値		
		プラン策定時 (平成23年度)	現状値 (平成30年4月1日現在)	目標値 (平成33年度)
目標Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	7.6% (市民意識調査2010)	19.4% (市民意識調査2016)	20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	4.6% (市民意識調査2010)	7.4% (市民意識調査2016)	20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	49.0% (市民意識調査2010)	48.3% (市民意識調査2016)	70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	13.0% (市民意識調査2010)	11.2% (市民意識調査2016)	20.0%
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	57.8% (市民意識調査2010)	60.5% (市民意識調査2016)	70.0%
目標Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率	22.1%	27.6%	30.0%
	女性委員のいない審議会等の数	3	3	0
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	4.1%	9.6%	10.0%
	町内会・自治会長の女性の割合	9.0%	14.1%	15.0%
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	89.8% (市民意識調査2010)	86.1% (市民意識調査2016)	95.0%
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	19.4% (市民意識調査2010)	18.0% (市民意識調査2016)	30.0%
	安全・安心まちづくりボニターの男女比率	女性比率 26.8%	女性比率 25.6%	男女比率の均衡
	小中学校のPTA会長の女性の割合	14.8%	9.6%	25.0%
目標Ⅲ	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	35.4% (市民意識調査2010)	39.2% (市民意識調査2016)	40.0%
	ファミリーフレンドリー企業に登録している市内事業所数	14社	21社	25社
	市男性職員の育児休暇取得率	3.7%	5.2%	13.0%
	何らかの地域活動に参加したことの男性の割合	56.5% (市民意識調査2010)	52.1% (市民意識調査2016)	65.0%
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	【家事】 12.3% 【育児】 37.6% 【介護】 26.4% (市民意識調査2010)	【家事】 18.1% 【育児】 36.7% 【介護】 28.3% (市民意識調査2016)	【家事】 20.0% 【育児】 50.0% 【介護】 35.0%
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	32.9% (市民意識調査2010)	29.0% (市民意識調査2016)	40.0%
	小学校区における放課後児童クラブ設置率(子どもの家および民間児童クラブ)	84.6%	91.9%	95.0%
目標Ⅳ	乳がん、子宮がんの検診受診率	【乳がん】 27.1% 【子宮がん】 27.2%	【乳がん】 24.8% 【子宮がん】 43.9% (29年度末)	【乳がん】 50.0% 【子宮がん】 50.0%
	特定健診の受診率(国民健康保険被保険者)	34.6%	35.5% (29年度法定報告)	65.0%以上
目標Ⅴ	最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	21.9% (市民意識調査2010)	16.4% (市民意識調査2016)	10.0%
	DV相談窓口を知っている一般市民の割合	25.7% (市民意識調査2010)	21.7% (市民意識調査2016)	40.0%